

第6次中期事業計画（令和3年度～5年度）

金融機関、県・市町および中小企業支援機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者に対し引き続き、資金繰り支援を行うことで経営の安定を図るとともに、個社ごとの経営改善・再生支援の方策を探り、早期の経営改善を促します。加えて、デジタル化など生産性向上につながる提案力を発揮し、SDGsなども意識したポストコロナの新常態に適応できる力強い企業経営に導きます。また、企業のライフステージにおける課題解決に共に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献します。

以上を踏まえ、令和3年度から5年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

1 金融機関等と連携した中小企業者への保証支援

コロナ禍における経済情勢を鑑み、各種保証制度を活用し、中小企業者が円滑に資金を調達できるように、信用補完制度を通じて必要十分な信用供与を果たしながら、金融機関や中小企業支援機関と連携を密にし、金融支援や経営支援に取り組みます。

また、県・市町や中小企業支援機関とも連携し、創業者支援、事業承継支援やSDGsの普及にも積極的に取り組みます。

加えて、利用しやすい信用保証を目指して、手続きの簡素化・合理化を図るとともに、信用保証業務の電子化に取り組みます。

2 経営支援、再生支援の強化

県内中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況に陥っていることから、企業訪問や面談、状況に応じてオンラインツールも活用し、実態把握、経営課題の把握に努め、企業に寄り添いながらSDGsなども意識した持続可能な企業経営につながる経営改善支援、再生支援に取り組みます。

特に、条件変更を行っている先で新型コロナウイルス関連の保証を利用し、借入金が増加した企業については、金融機関との連携を密にし、当協会の経営支援メニュー等を最大限活用した支援を進めるとともに、当協会が主導的に支援をしていくことが必要な先については、「経営支援強化会議」において、全部署間での情報共有、連携を図りながら、一歩踏み込んだきめ細かな個別支援を行います。

また、抜本的な事業再生支援、後継者等への事業の引継ぎのための事業承継支援、廃業支援についても関係機関と連携・協力し積極的に対応していきます。

あわせて、中小企業者に対する当協会の経営支援の取組みについて、その効果を検証していく仕組みを構築していきます。

3 期中支援の充実・強化

新型コロナウイルス感染症に起因する日本経済への深刻な影響により、中小企業者の経営環境も依然として厳しい中、更に中小企業者に対する適切な期中支援が求められて

おり、初期延滞の段階から金融機関と連携して実態把握に努め、効果的な期中支援策を講じる必要があります。このため、事業継続が可能な中小企業者に対しては、経営改善のために経営課題等の解決に向けた外部専門家派遣の実施や、既存保証の借換による金融の正常化を目指します。

また、金融調整が困難な中小企業者・廃業者に対しては、代位弁済の提案を行うことで債務整理による再チャレンジへの支援にも引き続き取り組みます。

4 効果的・効率的な回収促進と再チャレンジ支援

回収環境は今後も厳しい状況が続くことが予想され、また新型コロナウイルス感染症による影響度合いにも注視していく必要があります。

「回収部門における基本ポリシー」を意識しながら、管理コストを考慮した回収スタンスや効率性を重視した管理・回収業務に努めます。

求償権関係人の事業再建による雇用確保を始めとする地域の経済成長や生活再建に寄与できるよう努めます。

5 持続可能な社会の実現に向けた取り組みの推進

持続可能な社会の実現に向け、当協会は令和元年10月、SDGs宣言を行い、年度経営計画から社会的課題の解決に向けた優先的な方策をアクションプランとして策定し、各部門におけるトライアルを推進しています。また、年2回、SDGsマネジメントシステム会議にて、SDGsの普及や達成に向けた取り組みの検証を行っています。

コロナ禍から今後、保証協会業務の電子化が進むことから、インターネット環境の整備、アナログ的な業務からデジタル化へと業務形態を見直すことで、ペーパーレスや業務の効率化に繋げ、組織全体の活性化、生産性の向上に取り組み本業支援の充実に努めます。